

## 特集 精神医学の未来を切り開く——大学院教育はこれでよいのか（Ⅱ）——

## 医学教育行政の最近の動向——大学院教育を中心として——

平子 哲夫

&lt;索引用語：文部科学省，医学教育，大学院教育&gt;

## はじめに

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としている（学校教育法第99条）。大学院教育の実質化については、戦後、課程制大学院を規定し、大学院固有の教員組織・設備、独立研究科、学位授与要件の整備、大学院大学の設置など順次制度が整えられてきた。平成に入り、国立大学における大学院重点化、専門職大学院の設置、大学院の目的に高度専門職業人養成を含むことの明確化などが行われてきた（表1）。医学分野については、医療技術の高度化、医薬品・医療機器産業の発展に伴い、世界的な競争も激化する中、わが国は医薬品・医療機器ともに貿易赤字が拡大しており、医療イノベーション人材の養成が喫緊の課題となっている。また、臨床医学の著名な雑誌に掲載される論文数は中国、韓国が急増する中、日本は主要国と比して激減していること、専門医取得の志向に比べ、博士号取得の志向は低調な状況にあり、特に基礎系大学院博士課程入学者に占める医師免許所得者の割合の低下が指摘されている。

本稿では医学教育行政について、特に大学院教育を中心に最近の動向について概説する。

## Ⅰ. 大学院教育の実質化の最近の動向

わが国の大学院教育は一定の教育目標、修業年限および教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場（教育の課程）として位置づけられ、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。平成25年度の医学系大学院の入学定員は、4年制博士課程4,752名（国立2,876名、公立421名、私立1,455名）、専門職学位課程104名（国立84名、私立20名）である。

大学院の教育の質に関しては、大学院に求められる役割・機能が多様化する中、従前の研究者養成を中心とした研究指導に偏っていた教育手法だけでは社会の要請に適切に対応できないことから、各大学院の目的・役割に応じた、教育の組織的展開を強化していくことが求められている。

平成17年9月に中央教育審議会において、大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上をめざす目的で、「新時代の大学院教育」（答申）がまとめられた<sup>15)</sup>。この答申においては、今日の知識基盤社会では、大学院が、①創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者など、②高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材、の養成機能を担うことが求められてい

表1 大学院教育の実質化の歴史

昭和 22 年	学校教育法の制定(課程制大学院について規定)
昭和 49 年	大学院設置基準の制定(大学院固有の教員組織, 設備を整備, 独立研究科を整備) 学位規則の改正(博士, 修士の学位の意義を改定, 博士, 修士の学位の授与要件を整備)
昭和 51 年	学校教育法の改正(大学院大学の設置)
平成 3 年	大学審議会答申「大学院の量的整備について」(大学院学生数を2倍程度増やす旨提言→国立大学における大学院重点化(12大学90研究科を整備))
平成 16 年	学校教育法の改正(大学院の目的に高度専門職業人養成を含むことを明確化, 専門職大学院の設置)
平成 17 年	中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(大学院教育の実質化を提言)
平成 18 年	大学院教育振興施策要綱の策定
平成 19 年	大学院設置基準の改正(人材養成目的の明確化と公表の義務化)
平成 22 年	「新時代の大学院教育(平成17年答申)」の検証
平成 23 年	中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」 第2次大学院教育振興施策要綱の策定
平成 24 年	大学設置基準の改正(博士論文研究基礎力審査)
平成 26 年	大学設置基準の改正(国際連携教育課程制度の創設)

ることを指摘している。そのため、各大学院は、教育理念、各課程の目的などに応じて、これら1つまたは複数の機能を発揮する特色ある教育を実施していくことが必要であると整理された。

この答申の提言に基づき、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年の大学院教育改革の計画として「大学院教育振興施策要綱」が策定されている<sup>4)</sup>。この要綱において、大学院教育の実質化に関し、①各大学院の課程の人材養成目的を明確化し、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理および透明化を徹底化する方向で、教育課程の組織的展開の強化を図り、その際には特に博士課程では高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践しうよう教育機能の充実を図ること、②国際的

な学位の通用性・信頼性の確保については、大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援などを通じて、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図ること、が定められている。

同要綱に基づき、人材養成目的の明示、成績評価・修了基準の明示、シラバス作成、FD(ファカルティ・ディベロップメント)の実施について、平成18年3月の大学院設置基準改正によって制度化されている。また、高度知の人材を養成するため、大学院教育の組織的展開を図る意欲的かつ優れた取組は組織的な大学院教育改革推進プログラム(平成23年度終了)によって、また、国際的に優れた教育研究拠点の形成はグローバルCOEプログラム(平成25年度終了)によって支援された。

平成21年3月より、中央教育審議会大学分科会大学院部会において、大学院教育の実質化などの進捗状況や課題を検証するために、学問分野別に抽出した約350専攻に対する書面調査、ヒアリング調査、訪問調査が行われた。その結果、「大学院教育の実質化の検証を踏まえたさらなる改善について 中間まとめ」(平成22年10月29日)がまとめられている<sup>3)</sup>。医療系ワーキンググループの検証結果について表2,3に示す。最終的には、平成23年1月に「グローバル化社会の大学院教育——世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために——」がとりまとめられた<sup>7)</sup>。

新答申を踏まえ、大学院の課程の多様な機能や特色に応じ、大学院教育の一層の充実を図る観点から、平成23年8月に平成23年度から平成27年度までの5ヵ年の大学院教育改革の計画として「第2次大学院教育振興施策要綱」が策定された<sup>5)</sup>。これは、大学院の課程の多様な機能や特色に応じ、大学院教育の一層の充実・強化を図る観点から、今後の大学院教育の改革の方向性および早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図ることを目的としている。

- ①学位プログラムに基づく大学院教育の確立
- ②新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成

表2 中央教育審議会大学分科会大学院部会 医療系  
ワーキング・グループにおける検証結果について  
(概要)

#### 現状

- ・医療系大学院は、医学・歯学の博士課程の入学者が人文・社会・理工農系を含めた博士課程全体の3割を占め、また、病院等に従事する社会人学生の割合が高く、職業人養成の性格が強い
- ・薬学・看護学系の大学院は学部と比べて規模が小さいが、近年、看護学系大学院の規模が拡大

#### 成果

- ・人材養成目的の明確化に取り組むとともに、多くの大学院が細分化された専攻の大括り化やコース等の組織再編、大学院 GP 等の応募や実施が各大学院における自主的な取組を促進
- ・医療系人材養成を目的に追加・重視した大学院がみられ、分野を問わず、ほぼ全ての大学院が研究者養成と医療系人材養成の2つの目的を設置
- ・夜間開講や長期履修制度、資格取得と関連した教育等に取組み、社会人学生がさらに増加傾向
- ・医学、薬学分野を中心に、創薬、治験、医療機器開発などの分野で産学共同研究が広く行われ、寄附講座や外部招へい講義等の形で産業界と連携した教育プログラムを実施

#### 課題

- ・学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度の導入、薬学部教育6年制の導入、看護系大学の増加などは、研究者を志す学生の減少など、各分野の大学院生のキャリア形成に大きな影響を与えるとともに、改革を進めようとする大学院に少なからぬ影響
- ・各大学院は、医療系人材の養成機能を強化する傾向にあるが、具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、その内容は様々であり、大学院教育の質を確保する観点から、臨床研究等の位置づけに課題

(文献7より引用)

- ・リーディング大学院の形成支援
  - ・グローバル COE プログラムの着実な推進とその成果を踏まえた取組の推進 など
- ③社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来の見通しをもてる環境の構築
- ・フェローシップやTA (Teaching Assistant), RA (Research Assistant) による経済的支援の充実 など
- ④大学院教育のグローバル化の促進
- ⑤専門職大学院の質の向上

また、博士課程の5年間を通じて一貫したプログラムを構築する観点から、各大学の判断により「博士論文研究基礎力審査」(専攻分野に関する高度の知識・能力および関連分野の基礎的素養に関する試験ならびに博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査)を修士論文または特定課題の研究成果の審査と試験に代えて、前期の課程を修了し、修士の学位を授与する要件として課することができるよう、平成24年3月に大学院設置基準の一部改正が行われている。

## II. 医学教育行政の最近の動向

高度専門的な教育と研究開発は切り離すことができず、それを担う人材の育成確保は重要課題であり、近年、学部から大学院へ一貫した教育が実施できる MD-PhD コースを設置するなどの取り組みが進められている。

文部科学省においては、平成22年度より、優れた研究医の養成に取り組むための入学定員増を認めてきており、平成22～27年度において合計40名の増員が行われる見込みである<sup>1)</sup>。この入学定員増は、複数大学の連携によるコンソーシアムを形成することを念頭に、入学定員増加開始年度から卒後・大学院教育を一貫して見通した特別コース(増員数の倍以上)を設定し適切に履修者を確保するとともに、卒後一定期間の研究医としての従事を条件とする奨学金を設定することなどが行われている。

平成26年度の医師臨床研修制度の改正にあたり、研修医の大学院への受け入れについては、臨床研修の到達目標を適切に達成することを前提とし、臨床研修の時間外などを利用して大学院に進学することが可能であることを明示した<sup>8)</sup>。例えば、学部在籍中に大学院の講義履修や研究を開始することにより大学院の課程を前倒し、初期臨床研修と大学院課程の両立を図る取り組みなどが行われている。

また、医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成に対し、10大学の先導的取り組みに対し支援を行っている<sup>10)</sup>(平成27年度予算案1億

表3 大学院教育の改善の方向性

<p>人材養成目的に沿った入学から卒業まで一貫性のある大学院教育の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ/カリキュラム/アドミッション・ポリシーを整合的に明確化し、大学院組織全体で共有、これらを一連のものとして学生・社会に公開し、開かれた大学院教育を推進することが必要</li> <li>・教育の実質化に向けた様々な取組の趣旨を教員全体に共有させるとともに、優れた教員を養成すべく、高度の専門性に加え、今後の医療を担う学生に必要な知識・技能の体系を教授できる力の強化が必要</li> <li>・学生に対して、課程を通じた体系的な教育プログラムを提供し、TA等を通じて、実際の教育に関わる機会を積極的に位置づけることが必要</li> <li>・臨床医等の医療系人材養成を主たる目的とする課程は、具体的な臨床技能や研究能力に関する修得目標を明確化することが必要</li> </ul> <p>産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の学問分野を超えて、高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開するため、生命倫理や個人情報保護などの教育を基盤としつつ、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある大学院教育を推進することが必要</li> <li>・臨床研究は、基礎・臨床を両輪とし、多様な専門家チームで行われるため、臨床疫学や生物統計学、倫理学、規制科学等を基盤として、他分野・他大学院との共同により、実際の臨床研究の場を利用した教育を推進することが必要</li> </ul> <p>学修・研究環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院修了者のキャリアパスを明確にするとともに、我が国の医学・医療等を牽引する優れた医療系大学院生が安定して生活できる程度の経済的支援の充実が急務</li> <li>・学位の授与は、自立して研究を遂行しうる高度な研究能力を的確に審査して行うという観点に立ち、学位の質を保ちつつ、臨床研究を通して円滑に学位授与を行うプロセスについて、優れた事例などを国としても積極的に各大学院に明示することが必要</li> </ul> <p>大学院評価による質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ/カリキュラム/アドミッション・ポリシーや、これらに沿った人材養成、社会貢献に係る体系的かつ効率的な自己点検と外部評価を促進することが必要</li> <li>・医療系大学院は、保健医療分野における職業人養成の性格が強く、国際的に通用する職業人を養成するという観点から、標準的なレベルが確保されているかという視点も必要</li> </ul> <p>大学院教育を通じた国際貢献・協調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人類共通の健康課題解決に向けて、国際協調の視点に立ち、アジア等の機関との強固な連携・交流を基盤とする国際的な教育研究拠点の形成の推進が必要</li> </ul>
---

(文献7より引用)

円)。例えば、愛媛大学は初級・中級・上級学生研究員制度を創設し、初級は国内学会での筆頭演者、中級は一定水準以上の英文雑誌の筆頭著者、上級は海外国際学会での筆頭演者になることを基準として認定し、それぞれの級にあわせ給与の支給を行うなどの特徴がある。

その他、高度ながん研究、がん医療などを実践できる優れたがん専門医療人を育成することを目的としたがんプロフェッショナル養成基盤推進プラン<sup>6)</sup>(平成27年度予算案16億円)、メディカル・イノベーション推進人材の養成を目的とした未来医療研究人材拠点形成事業<sup>11)</sup>(平成27年度予算案16億円の内数)、医療安全、災害医療など横断的

な診療力とマネジメント力の両方を兼ね備えた医師養成や、難治性疾患、高難度手術(移植医療など)領域などの特に高度な知識・技能が必要とされる分野の医師養成を目的とした課題解決型高度医療人材養成プログラム<sup>9)</sup>(平成27年度予算案8億円の内数)が実施されている。これらの事業は大学院学位授与プログラムに位置づけ人材養成を実施することなどが求められている。

研究を推進する人材養成において研究不正の問題への対応は非常に重要である。平成24年に高血圧症治療薬に係る臨床研究に関する不正が発覚し、社会問題化したことを受けて、文部科学省などにおいて、研究内容の不正行為、公的研究費の

表4 臨床研究をめぐる諸状況

---

平成24年 高血圧症治療薬に係る臨床研究に関する不正が社会問題化

- ・高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について（報告書）  
平成26年4月11日 高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会（厚生労働省）
- ・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針  
平成26年12月22日 告示 ※平成27年4月施行（一部同年10月施行）
- ・「臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会」設置（厚生労働省医政局研究開発振興課）  
平成26年12月11日 臨床研究に係る制度の在り方に関する報告書
- ・研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ  
平成25年9月26日 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース（文部科学省）
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正  
平成26年2月18日 文部科学大臣決定 ※平成26年4月から運用を開始
- ・新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
平成26年8月26日 文部科学大臣決定 ※平成27年4月から運用を開始
- ・製薬企業による臨床研究支援の在り方に関する基本的考え方  
平成26年4月22日 日本製薬工業協会
- ・企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン  
平成26年6月12日 国立大学附属病院長会議  
平成26年9月17日 一部改定  
平成26年11月 平成26年度分のうち公表可能なデータを各大学病院のHPにて公表

---

不正使用、臨床研究の在り方そのものなどについて対応が行われてきている（表4）。最近の他の事案ともあわせ、わが国の医学・生物学分野の研究への信頼性が著しく失われた。

事案の検証結果を踏まえ、速やかな信頼回復を図るため、研究に関する試料・情報の保管義務、組織の管理責任体制の強化、モニタリング・監査の導入など従来の指針で対応が不十分であった点について改訂が行われた。臨床研究に関する法的規制の範囲については、未承認又は適応外の医薬品・医療機器を用いた臨床研究が妥当とする報告書がまとめられている<sup>13)</sup>。各大学や研究所などは改訂指針への対応を速やかに検討し、組織的な体制整備を行っていただきたい。

### おわりに

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し教育の再生を実行することを、内閣の最重要課題の1つとして推進するため、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、有識者による教育再生実行会議が設置され、第一次から第五次まで提言

が行われている。その中で、大学の在り方やグローバル人材の育成、高大接続・大学入学者選抜等の転換などが提言されている。文部科学省では提言を踏まえ大学のガバナンス改革やスーパーグローバル大学創成支援（平成27年度予算案77億円）などが実施され、また、わが国の大学と外国の大学が連携して教育課程を編成し、両大学が連名で学位記を出すことができる国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）が創設された。

また、中央教育審議会大学分科会大学院部会では平成28年度からの次期大学院教育振興施策要綱の策定に向けて検討が進められている。今後の大学院教育の在り方に関する論点として、表5が挙げられている。

平成26年12月17日に開催された産業競争力会議ワーキンググループ新陳代謝・イノベーションWG第4回に文部科学省が提出した資料に大学改革の基本的方向性が示されている<sup>14)</sup>。今後の具体的施策として、①学内ガバナンスや教育研究などのグローバル化など、一定の条件を満たしているものを特定研究大学（仮称）として特例措置を講

表5 今後の大学院教育の在り方に関する論点案

- 
1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立
    - (1) 大学院教育に求められる人材養成機能の在り方
    - (2) 「学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れ方針 (アドミッション・ポリシー)」の設定・公表
    - (3) コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な大学院教育の確立
      - ・選考の枠を越えた組織的な教育・研究指導体制の確立
      - ・QE (Qualifying Examination) の普及
      - ・修了者の活躍状況を把握し、大学院教育の改善に活かす仕組み (認証評価) の構築 など
    - (4) 博士の学位授与の質の確保
      - ・適切な研究指導体制の在り方, 論文審査方法の改善 など
  2. 大学院における教育・研究の質の向上
    - (1) 教育・研究指導環境の抜本的強化
      - ・研究指導教員一人あたりの学生数の在り方
      - ・修士課程, 博士課程, 専門職課程の規模の在り方 など
    - (2) 他大学・公的研究機関や産業界との間の連携の促進
    - (3) 優秀な学生が見通しをもって博士課程に進学し, 研究に専念できる安定的な支援方策やキャリアパスの確立
      - ・給付型の経済的支援策 [特別研究員事業 (DC)/基盤的経費/競争的な資金] の規模の在り方
      - ・若手教員や University Research Administrator などの高度専門職の安定的なポストの確保方策 など
  3. 世界的な大学院教育研究拠点群の形成
    - (1) 世界最高水準の卓越した大学院群の形成促進の在り方
    - (2) 産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の形成と波及
  4. 専門職大学院の質の向上
- 

(文献2より抜粋)

じて支援, ②世界最高水準の博士学位プログラムと教育研究環境の構築や人材交流・共同研究のハブとなる卓越大学院 (仮称), ③優秀な若手研究者が一定期間, 独創的な研究に専念できる環境を提供する卓越研究員 (仮称) が示されている。今後, 制度の詳細について関係審議会などにおいて検討が行われる予定である。

各大学においては, 大学の使命や建学の精神を踏まえ, その特色や地理環境条件などに応じて養成する人材像を明確にし, めざす人材を養成するために必要な教育を体系的に実施することが必要である。

例えば, 名古屋大学大学院医学研究科医療行政コースは, アジア諸国のナショナルリーダーとして活躍が期待される若手行政官などを対象とした1年間の修士課程が成果を上げており, その発展として, 博士学位の取得を希望する各国政府幹部などに対して, 現職を維持したまま, その経験と知識を深化させることを目的とした「国家中枢人

材養成プログラム」を博士課程に開設している。

また, 長崎大学は熱帯医学研究所を有する強みを生かし, 博士課程教育リーディングプログラム (平成27年度予算案178億円) の1つとして, 医歯薬学総合研究科に熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラムを行っており, さらにロンドン大学衛生・熱帯医学校と連携した熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (修士課程) を熱帯医学と国際健康開発の課程を再編し, 平成27年4月に設置予定である。

最近の大学院教育行政の動向については文部科学省ホームページを参照されたい<sup>12)</sup>。(本稿は平成27年2月4日時点の情報に基づいている。)

なお, 本論文に関連して, 開示すべき利益相反はない。

## 文 献

- 1) 地域の医師確保等の観点からの平成26年度医学部入学定員の増加について (通知), 平成25年10月22日

25 文科高第 522 号 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryou/1340778.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1340778.htm))

2) 中央教育審議会大学分科会大学院部会 第 69 回参考資料, 平成 26 年 10 月 3 日 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/\\_icsFiles/afieldfile/2014/12/02/1353743\\_10.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/12/02/1353743_10.pdf))

3) 大学院教育の実質化の検証を踏まえたさらなる改善について 中間まとめ, 平成 22 年 10 月 29 日, 中央教育審議会大学分科会大学院部会 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1298894\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1298894_01_1.pdf))

4) 大学院教育振興施策要綱, 平成 18 年 3 月 30 日, 文部科学省 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakuin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/06/15/1299716\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/_icsFiles/afieldfile/2011/06/15/1299716_01.pdf))

5) 第二次大学院教育振興施策要綱, 平成 23 年 8 月 5 日 文部科学大臣決定 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/08/attach/1309450.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/attach/1309450.htm))

6) 「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」選定大学の取組状況 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/gan/1327168.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/gan/1327168.htm))

7) グローバル化社会の大学院教育—世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために—, 平成 23 年 1 月 31 日中央教育審議会答申 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301929.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301929.htm))

8) 『医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に

関する省令の施行について』等の一部改正について (通知), 平成 26 年 4 月 16 日 高等教育局長通知 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryou/1347182.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1347182.htm))

9) 「課題解決型高度医療人材養成プログラム」選定大学の取組状況 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryou/1351008.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1351008.htm))

10) 基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成 (選定大学) ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/1331470.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/1331470.htm))

11) 「未来医療研究人材養成拠点形成事業」選定大学の取組状況 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/1343467.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/1343467.htm))

12) 文部科学省ホームページ：大学・大学院, 専門教育 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01-d.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01-d.htm))

13) 臨床研究に係る制度の在り方に関する報告書, 平成 26 年 12 月 11 日 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000068380.html>)

14) 産業競争力会議ワーキンググループ新陳代謝・イノベーション WG (第 4 回): 資料 1, イノベーションの観点からの大学改革に関する基本的方向性 (文部科学省提出資料), 平成 26 年 12 月 17 日 (<http://www.kantei.go.jp/shingi/keizaisaisei/wg/innovation/dai4/siryo.html>)

15) 新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—, 平成 17 年 9 月 5 日中央教育審議会答申 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501.htm))

---

## Recent Trends in Medical Education Administration in Japan, with a Focus on Postgraduate Education

Tetsuo HIRAKO

*Medical Education Division, Higher Education Bureau  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology*

< **Keywords** : Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, medical education, postgraduate education >

---